

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 3月の主な発刊書籍一覧（私法）
3. 3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
4. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

- (1) 最一判平成14年7月11日金法1667号90頁 平成11年（受）602号  
→法務速報15号3番参照
- (2) 東京高判平成14年11月28日金法1667号94頁 平成14年（ネ）第3951号  
甲銀行発行のXのキャッシュカードが盗難されて、同カードを利用してX名義の甲銀行の普通預金口座からY銀行の乙名義の普通預金口座（以下「本件口座」という）に振込みがなされ、Y銀行は、警察からの電話連絡等によりこの事実を知っていたが、カード窃盗の犯人はもとより同犯人と本件口座の預金者との関係も判明しておらず、しかも、警察や甲銀行ないしXから本件口座の払戻の停止等の要請もなかった等の事情があることから、Y銀行が、本件口座の払戻しを停止するなどの措置を取らずに払戻しに応じても、Y銀行に過失はない、とされた事例。
- (3) 東京高判平成14年12月17日金法1666号73頁 平成14年（ネ）第1511号  
第三者により盗取された銀行預金通帳及び届出印を持参した者が行った預金払戻請求について、銀行の預金払戻担当者が、当該請求者が当該預金口座名義人ではないことを認識していたものの、印鑑照合を行い、また、当該請求者が、当該預金払戻担当者の質問に対し口座名義人の生年月日及び払戻金の用途について具体的に答え、特に不審な態度がみられなかったこと等から、預金の払戻を行った場合、当該預金払戻担当者に過失はなく、当該預金払戻は民法478条の準占有者への弁済として有効であるとされた事例。  
→原判決につき法務速報21号8番参照
- (4) 山形地裁平成14年3月19日判決（判例タイムズ1108号109頁、平成8年（ワ）第13号、損害賠償請求事件、山形マット死事件損害賠償請求訴訟第1審判決）  
被害者たる中学生が、体育用具庫で、ロール状に巻かれて立てかけられていた体育用ロングマット中央の空洞に頭部から逆さまに入った状態で死亡していたいわゆるマット死事件に関し、被害者遺族が、被告元生徒らに対する損害賠償請求をおこなった事案において、被告元生徒らの自白の信用性を否定し、請求を棄却した事例
- (5) 東京地判平成14年10月24日判時1805号96頁 平成11年（ワ）12041号  
修理中の車両の代車を借り受けた者が返還期限を41日徒過した後に起こした事故について、貸主が運行供用者責任を免れるためには、貸主が借主によるの運行を排除するために必要な措置をとる必要があり、このような措置を採って初めて保有者が運行供用者としての責任を免れることができるとした事例
- (6) 札幌地判平成14年11月11日判時1806号84頁 平成13年（ワ）206号損害賠償等請求事件  
本件入浴拒否は、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく区別、制限であると認められ、憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても撤廃されるべき人種差別にあたるというべきであり、安易にすべての外国人の利用を一律に拒否するのは明らかに合理性を欠く。したがって、外国人一律入浴拒否の方法によってなされた本件入浴拒否は、不合理な差別であって、社会的に許容しうる限度を超えているものといえるから、違法であって不法行為に当たる。
- (7) 東京地判平成14年11月20日金法1668号80頁 平成14年（ワ）第13194号  
預託金会員制のゴルフクラブの会員権について譲渡担保権の設定を受けた譲渡担保権者は、当該譲渡担保権に基づき、自ら、ゴルフ場経営会社に対し、預託金の返還請求をすることができ、また、その前提として、譲渡担保設定者である会員に代位して、同会社に対して退会通知を行うことができる。
- (8) 東京地判平成14年12月13日判時1805号14頁 平成13年（ワ）12677号  
インガキダイをアライ、兜焼き等にして客に提供したところ、客がシガテラ毒素を原因とする食中毒に罹患したケースにおいて、製造物責任法にいう「加工」とは、原材料の本質は保持させつつ新しい属性ないし価値を付加することをいうものと解するのが相当であり、食品の加工については、原材料に加熱、味付けなどを行ってこれに新しい属性ないし価値を付加したといえるほどに人の手が加えられていれば「加工」に該当するとして、製造物責任法の損害賠償請求が認容された事例
- 【商法】
- (9) 最一判平成14年11月5日判タ1108号300頁、金法1667号87頁 平成11年（受）第1136号、死亡保険金支払請求権  
→法務速報19号8頁で、紹介済（最高裁HP）。
- (10) 最二判平成15年2月21日 最高HP 平成11年（受）第1172号 預金返還、仮執行の原状回復及び損害賠償請求事件  
損害保険代理店が保険契約者から收受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権が損害保険会社ではなく損害保険代理店に帰属するとして、損害保険会社に帰属するとして原判決を破棄し、損害保険会社の金融機関に対する預金の払い戻し請求を棄却した事例
- (11) 最一決平成15年2月27日 最高HP 平成14年（許）第10号 株式売買価格決定申請棄却決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件  
定款による譲渡制限のされた株式につき、会社に対して譲渡の承認及び相手方

指定の請求をした株主は、取締役会から指定された者が当該株式を売り渡すべき旨を請求するまで、その請求を撤回することができる

(12) 最二判平成15年2月28日 最高HP 平成13年(受)第1061号 損害賠償請求事件

宿泊客の物品等(2800万円相当の宝飾品)の滅失毀損等につきホテルの損害賠償義務の範囲を「あらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度」に制限する宿泊約款の定めは、ホテル側に故意又は重大な過失がある場合には、著しく衡平を害するものであって、当事者の通常の意味に合致しないといふべきであるから、適用されないと解するのが相当である。(神戸ポートピアホテル事件)

【知財】

(13) 最一判平成15年2月27日 最高HP平成14年(受)第1100号 損害賠償、商標権侵害差止等請求事件

1 我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付した商品の輸入であっても、(1) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、(2) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、(3) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。

2 我が国における登録商標と同一の商標を付された商品につき、外国における商標権者から商標の使用許諾を受けた者により輸入しても、許諾条項中の製造国の制限及び下請の制限に違反して製造され本件標章が付された本件商品は、商標の品質保証機能が害されるおそれがあるから、商標権侵害としての違法性を欠くとはいえない。

(14) 東京高判平成14年6月26日判タ1108号280頁、平成13(ホ)4613号不正競争行為差止等請求控訴事件、平成13年(ホ)第5552号同附帯控訴事件)

→法務速報15号11頁で、紹介済(最高裁HP)。

(15) 東京地判平成15年2月26日 裁判所HP 平成14年(ワ)第6241号 特許権侵害差止等請求事件

「豆の薄皮に塩味が感じられ、かつ、豆の中心まで薄塩味が浸透している、緑色の維持された、ソフト感のある、塩味茹枝豆の冷凍品」の特許権を有する原告が特許権侵害に基づく差止請求等をした事案につき、本件出願前に公知公用であった塩味茹枝豆の冷凍品(製品A)が「豆の中心まで薄塩味が浸透」という本件発明の構成を充足しているかは確認できないが、製品Aのように「豆の薄皮に塩味が感じられる」という構成を有する枝豆から「豆の中心まで薄塩味を浸透」させた本件発明の枝豆に想い至ることは、塩味の浸透の程度の差にすぎないので、さして困難を伴うものではなく、また、製品Aのようにブランチングをした枝豆に「さや付き枝豆の豆そのものに調味液を浸透させる方法として、ブランチング後、調味液に漬け込む」という本件出願当時の周知技術を適用して「豆の中心まで薄塩味を浸透」させることは、当事者が容易に想到することができたものと解され、これらことから、本件発明は本件出願前に日本国内において公知公用の発明である製品A及び周知技術に基づいて当事者が容易に発明することができたものであり、本件特許は法29条2項に違反してされたものであることが明らかであるから、本件請求は権利の濫用に当たるものとして許されないとして、原告による差止請求等が棄却された事例。

(16) 東京地判平成15年2月28日 裁判所HP 平成13(ワ)12140 著作権 民事訴訟事件

原告円谷プロダクションは被告に対してウルトラマン作品についての著作権の譲渡又は利用許諾をしておらず、本件著作物につき被告が日本国外における著作権者又は独占的利用権者である旨の虚偽の事実を告げることによる損害賠償並びに差止めを請求したが、契約書には、ライセンス付与契約書という表題の下に、第1条で映画を特定した上、第2条で「契約地域及び契約期間」として「日本を除くすべての国における無期限の独占権」と記載されており、第3条で「ライセンスの範囲」として「配給権」「複製権」等が列挙され、第3条の権利が列挙されている中には「配給権」等と並んで「著作権」が含まれているものの、本件契約書は全体としては第1条で特定した映画についての独占的な利用権をライセンスするものであると認められ、著作権の譲渡契約であるとは解されないから、被告が「虚偽の事実」を告知する行為は不正競争防止法2条1項14号に当たると認められるので差止請求は理由があるが、本件契約書に「著作権」という文言が含まれていたためであるから被告に故意又は過失があったとまでは認められず不正競争防止法4条に基づく損害賠償請求は理由がない。

【社会法】

(17) 福岡高判平成12年7月28日判タ1108号215頁 平成11年(ホ)第73号損害賠償請求事件、平成11年(ホ)第546号民事訴訟法260条2項による仮執行の原状回復及び損害賠償請求事件

いわゆるじん肺訴訟において、炭坑の経営会社が、下請け企業の従業員に対し実質的に使用者に近い支配を及ぼしていたとして、信義則上、安全配慮義務を負担するとされた事例。

(18) 福岡高判平成12年10月6日判タ1108号162頁 平成5年(行コ)第7号、懲戒処分取消請求控訴事件、大分人勸スト処分取消控訴審判決

(人事院勧告の全面実施を求める争議行為を理由とする懲戒処分の取消請求訴訟)

争議行為等の禁止を規定した地方公務員法37条1項は、憲法28条・98条2項に違反しない。

【公法】

- (19) 最一判平成14年9月12日判タ1108号148頁 平成11年（行ヒ）第50号、奈良県食糧費情報公開請求事件  
→法務速報18号28頁で、紹介済（最高裁HP）。
- (20) 最二判平成14年10月11日判タ1108号152頁 平成11年（行ヒ）第28号、公文書非開示決定処分取消請求事件  
→法務速報18-33で、紹介済（最高裁HP）。
- (21) 最一判平成14年10月17日判時1806号25頁 平成11年（行ヒ）46号在留資格変更申請不許可処分取消請求事件  
日本人との間に婚姻関係が法律上存続している外国人であっても、その婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている場合には、その者の活動は日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するということとはできないと解するのが相当である。そうすると、上記のような外国人は、「日本人の配偶者等」の在留資格取得の要件を備えているということができない。  
→法務速報（2002年11月）18号35番にて紹介済み
- (22) 最一判平成14年10月24日判タ1108号150頁 平成12年（行ヒ）第174号判決取消請求事件  
→法務速報19号21頁で、紹介済（最高裁HP）。
- (23) 福岡地判平成14年2月19日金法1668号85頁 平成13年（行ウ）第27号  
指名債権も国税徴収法24条の「譲渡担保財産」に該当する。

#### 【刑事法】

- (24) 最二決平成14年10月22日判タ1108号160頁 平成10年（あ）第252号、収賄被告事件、リクルート事件文部省ルート上告審決定  
→法務速報19号26頁で、紹介済（最高裁HP）。
- (25) 最二判平成15年2月14日 最高HP 平成13年（あ）第1678号 覚せい剤取締法違反、窃盗被告事件  
1 逮捕時に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないという手続的な違法に加え、警察官が、手続的違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、公判廷において事実と反する証言をしている事を総合的に考慮すれば、本件逮捕手続の違法の程度は、令状主義の精神を潜脱し、没却するような重大なものと言わざるを得ないから、違法な逮捕に密接に関連する本件逮捕の当日に採取された尿及びその鑑定書は証拠能力を否定されるべきである  
2 上記鑑定書を疎明資料として発付された捜索差押許可状に基づく捜索により発見され差し押さえられた覚せい剤等の証拠能力に関し、違法証拠である鑑定書と捜索差押許可状との関連性は認められるものの密接でないとして証拠能力が肯定された事例
- (26) 最三判平成15年2月18日 最高HP 平成12年（あ）第1163号 商法違反被告事件  
A社の代表取締役である被告人は、A社が資金面で深く依存しているB社の融資担当者Eらがその任務に違背するに当たり、支配的な影響力を行使することもなく、また、社会通念上許されないような方法を用いるなどして積極的に働き掛けることもなかったものの、Eらの任務違背、B社の財産上の損害について高度の認識を有していたことに加え、Eらが自己及びA社の利益を図る目的を有していることを認識し、本件融資に応じざるを得ない状況にあることを利用しつつ、B社が迂回融資の手順を採ることに協力するなどして、本件融資の実現に加担しているとして、Eらの特別背任行為について共同正犯を認めた事例。（日本ハウジングローン事件）
- (27) 最三判平成15年3月11日 最高HP 平成14年（あ）第1198号、1239号 信用毀損、業務妨害、窃盗被告事件  
刑法233条が定める信用毀損罪は、経済的な側面における人の社会的な評価を保護するものであり、同条にいう「信用」は、人の支払能力又は支払意思に対する社会的な信頼に限定されるべきものではなく、販売される商品の品質に対する社会的な信頼も含むと解するのが相当であるから、これと異なる上記大審院の各判例は、いずれもこれを変更し、原判決を維持すべきである。

#### 【その他】

- (28) 最三判平成14年10月29日判時1806号41頁 平成12年（受）第612号自動車引渡等請求事件  
自動車の所有権取得の準拠法を定める基準となる法例10条2項にいう所在地法とは、権利の得喪の原因事実が完成した当時において、当該自動車が、運行の用に供し得る状態のものである場合にはその利用の本拠地の法、運行の用に供し得る状態にない場合には、他国への輸送の途中であるなどの事情がない限り、物理的な所在地の法をいうと解するのが相当である（本件は、ドイツで登録され、イタリアで盗難の被害に遭い、日本に輸入された自動車（メルセデスベンツ）につき、輸入後は日本法を適用し、新規登録された時点で、即時取得の成立を認めたものである。）  
→法務速報（2002年12月）19号30番にて紹介済み

## 2. 3月の主な発刊書籍一覧（私法部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価

書籍名

・北川善太郎 有斐閣 250頁 ¥3700

コピーマート ?情報社会の法基盤 . . . ★（書名のみ前号紹介）

・武井一浩 商事法務 297頁 ¥3800

新しい経営機構戦略

・小林秀之編著・和仁亮裕・田中成志他著 中央経済社 272頁 ¥3200  
委員会等設置会社vs. 監査役強化会社 14年商法改正後のコーポレート・ガバナ  
ンスのあり方

・酒巻俊雄・上村達男編 青林書院 328頁 ¥3000  
現代法学叢書 会社法

・NBL編集部編 商事法務 157頁 ¥1500  
別冊NBL76 改正マンション法等新旧対照条文

・NBL編集部編 商事法務 474頁 ¥3000  
別冊NBL77 改正会社更生法新旧対照条文

・浦本寛雄 法律文化社 340頁 ¥2900  
NJ叢書 家族法〔第2版〕

・有地 亨 法律文化社 484頁 ¥3600  
新版 家族法概論

・商事法務編 商事法務 410頁 ¥3700  
ハンドブックシリーズ1 株主総会

・別冊商事法務編集部編 商事法務 311頁 ¥3900  
別冊商事法務257 株主総会日程 平成15年度版

・別冊商事法務編集部編 商事法務 248頁 ¥3400  
別冊商事法務258 新訂版 定款規定の事例分析

・滝沢昌彦 有斐閣 350頁 ¥6000  
契約成立プロセスの研究 . . . ★

・高桑 昭 有斐閣 350頁 ¥3000  
国際商取引法

・唐澤宏明 同文館出版 390頁 ¥3800  
国際取引〔新版〕 ?貿易・契約・国際事業の法律実務?

・牧野和夫・河村寛治・飯田浩司 中央経済社 330頁 ¥2800  
国際取引法と契約実務

・森井英雄・升田 純ほか 商事法務 348頁 ¥3600  
債権譲渡特例法の実務〔新訂第2版〕

・デービット・L・ラトナーほか 商事法務 302頁 ¥3500  
最新米国証券規正法概説

・酒巻俊雄監 藤原祥二・藤原俊雄編 法律文化社 270頁 ¥3200  
商法大改正とコーポレート・ガバナンスの再構築

・ 税理士法人山田&パートナーズ他編 中央経済社 400頁 ¥2900  
新株予約権の税・会計・法律実務Q&A

・三好 登 成文堂 220頁 ¥5000  
土地・建物間の法的構成

・村上一博 法律文化社 342頁 ¥2900  
日本近代婚姻法史論

・久武綾子 世界思想社 208頁 ¥1800  
夫婦別姓 その歴史と背景

・高野一郎 商事法務 207頁 ¥2200  
平成14年商法改正委員会設置会社等と重要財産委員会の社内規定モデル

・永松巖静 商事法務 265頁 ¥3200  
法の理論と企業の倫理

・矢内一好 中央経済社 220頁 ¥2800  
連結納税制度 主要観点の理論的検証

・河野玄逸・北 秀昭編 青林書院 540頁 ¥4700  
新・青林法律相談 2 保証契約の法律相談

---

### 3. 3月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・関谷 昇 東京大学出版会 368頁 ¥7000  
近代社会契約論の原理 ホッブス、ロック、ルソー像の統一的再構成

・寺谷広司 有斐閣 450頁 ¥7500  
国際人権の逸脱不可能性

・高橋則夫 成文堂 190頁 ¥3500  
修復的司法の探求

・所 一彦編集代表 敬文堂 424頁 ¥6000  
西村春夫先生古稀祝賀 犯罪の被害とその修復

---

#### 4. 発刊書籍<解説>

---

・コピーマート ?情報社会の法基盤

デジタルコンテンツにおける著作権問題を研究している著者が提唱するコピーマート構想に関する研究書。同構想に関する多数の論文や既刊が一冊に集約されている。各章冒頭に「まえがき」として考察点が記されており、現行法制や著作権ビジネスの問題点を認識しながら同構想の利点を紹介する構成となっている。

近時の著作権管理技術はコピーマート構想の実現途上段階と位置付けることも出来るため、同分野に携わる実務家に推奨したい。

・契約成立プロセスの研究

一般慣行において、「申込」と「承諾」という二つの意思表示の合致によって成立しているように見える契約と、発信主義等民法の原則を対比し、契約成立の時期を詳らかにする研究書。

ウィーン条約の検討やウィグモアの証拠法の紹介等、欧州における同論点の比較検討に関する論述が豊富であるため、当該分野に携わる研究者向けの書籍といえる。

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---